

川崎市公衆浴場経営安定等補助金交付要綱

(平成24年3月30日市長決裁23川経商観第459号)

(通 則)

第1条 川崎市公衆浴場経営安定等補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年川崎市規則第7号)によるところのほか、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、市内公衆浴場営業者の経営維持に要する経費に対し支援することで、市内公衆浴場の健全な営業を助長し、本市公衆衛生の向上及び推進を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱における各号の用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- (1) 「川崎浴場組合連合会」とは、川崎南部浴場商業協同組合、川崎北部浴場協同組合、稲田浴場組合からなる連合会をいう。
- (2) 「経営安定補助金」とは、市内の公衆浴場営業者の経営維持に要する経費の一部を補助するものをいう。
- (3) 「設備整備補助金」とは、市内の公衆浴場の設備のうち別表に掲げる設備の整備・修理及びその整備・修理に直接付帯する工事に要する経費の一部を補助するものをいう。
- (4) 「利用者促進事業補助金」とは、川崎浴場組合連合会が公衆浴場の利用の促進を目的として実施する広報事業の経費の一部を補助するものをいう。
- (5) 「水道料金補給金」とは、市内の公衆浴場営業者が支払う公衆浴場用水道料金の一部を補助するものをいう。
- (6) 「下水道料金補給金」とは、市内の公衆浴場営業者が支払う公衆浴場用下水道料金の一部を補助するものをいう。
- (7) 「補助事業」とは、公衆浴場経営安定等補助事業をいう。

(補助金交付対象者)

第4条 この補助金の交付対象者は、市内において公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定により営業許可を受けて公衆浴場を営業する川崎浴場組合連合会の組合員である中小事業者であり、神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会で決定された入浴料金により営業しているものとする。ただし、前条第1項第4号に定める補助金の交付対象者は、川崎浴場組合連合会とする。

2 代表者又は役員のうち暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者がいないこと。

(補助率)

第5条 各補助金の額は、次項以降の規定に基づき予算の範囲内で算出する。

- 2 経営安定補助金の額は、市内公衆浴場の経営環境を勘案し、別に定めるものとする。
- 3 設備整備補助金の額は、第3条第3号に規定する設備の整備等に要する経費の4分の1を超えない額とする。
- 4 利用者促進事業補助金の額は、第3条第4号に規定する事業に要する経費の2分の1を超えない額とする。

- 5 水道料金補給金及び下水道料金補給金の額は、基本水量を超える超過使用水量1 m³当たりの補給単価を別に定め算定する。
- 6 第3項及び第4項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 7 第2項から第5項の規定に基づく補助金の額には、消費税、印紙税等の税金は含まない。

(交付の申請)

第6条 補助金交付対象者は、川崎浴場組合連合会長（以下「申請者」という。）を代理人と定め、補助金の交付申請並びに補助金の請求及び受領に関する権限を委任するものとする。

2 申請者は、前項の規定により、川崎市公衆浴場経営安定等補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により、別に定める期日までに、それぞれ次の各号の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 川崎浴場組合連合会役員等名簿（第2号様式）
- (2) 委任状兼同意書（第3号様式）
- (3) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

(交付の決定)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付が適正であると認めた場合は交付を決定する。

2 市長は、交付を決定する場合において、補助金の適正な執行に必要と認める条件を付すことができる。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及び条件等について、交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

(市内中小企業者への優先発注)

第9条 補助金交付対象者は、補助金の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴取を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

2 補助金交付対象者は、前項の規定により市内中小企業者から見積書を徴取する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第5号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

(申請の取下げ)

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者は、その交付決定の内容若しくは条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に書面により申請を取下げることができる。

(変更又は中止)

第11条 申請者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするとき又は中止しようとするときは、あらかじめ変更(中止)申請書(第6号様式)を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、事業の目的や内容を変更せず、かつ、市長が軽微な変更と認めた場合は、この限りではない。

2 前項における軽微な変更は、次の各号の場合をいう。

- (1) 事業実施期間を短縮する場合
- (2) 補助対象経費を減額する場合
- (3) 同一の経費区分において経費の配分を変更する場合
- (4) 経費区分間で経費の配分を変更する場合であって、変更を要する金額が補助対象経費合計額の3割以内となる場合
- (5) 補助対象経費を増額する場合であって、補助金額に変更が生じない場合

3 市長は、第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は交付決定変更(中止)承認通知書(第7号様式)により申請者に通知する。

(状況報告)

第12条 市長は、補助事業の適正な執行を期するため必要があるときは、申請者に対し補助事業の遂行状況について報告を求め、助言を行うことができる。

(実績報告)

第13条 申請者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、川崎市公衆浴場経営安定等補助金実績報告書(第8号様式)に次の各号の書類をそれぞれ添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 経営安定補助金は営業許可書等の写し等
 - (2) 設備整備補助事業または利用者促進事業に係る見積書、請求書、領収書の写し、写真、発注実績報告書(第9号様式)及び入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第10号様式)
 - (3) 川崎市上下水道局で作成する公衆浴場水量調査表(上水)
 - (4) 川崎市上下水道局で作成する公衆浴場水量調査表(下水)
 - (5) 川崎市上下水道局で作成する下水道使用料調定調査書(地下水)
- 2 前項第2号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとする。
- 3 第1項第2号に定める入札(見積り)が行えないことに係る理由書については、第9条第1項ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴取し難い事由がある場合に提出するものとする。

(補助金額の確定)

第14条 市長は前条の報告を受けた場合には、報告書の審査及び必要に応じて現地審査を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に確定通知書(第11号様式)により通知する。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条による補助金の額の確定通知後、申請者からの請求により補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、第11条による承認をしたときは、第8条による補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- 2 市長は、申請者が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取消することができる。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、補助金の全部または一部の返還及び補助金の受領の日から納入の日までの期間に応じて、所定の年利の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 前項に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、返還の命令を受けたときから 30 日以内とし、期限内に納入されない場合は、未納に係る期間に応じて所定の年利の割合で計算した延滞金を課する。

(補助金の経理等)

第 17 条 申請者は、補助金の経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産の管理期間)

- 第 18 条 補助金交付対象者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の終了後 5 年間は善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助金交付対象者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておくなければならない。
 - 3 補助金交付対象者は、第 1 項の期間内において、補助金により取得した財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとするとき（以下「取得財産の処分」という。）は市長の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の場合において、取得財産の処分等により補助金交付対象者に収入があるときは、市長はその収入の全部又は一部について返還を命ずることができる。

(その他)

第 19 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この改正要綱は、昭和 57 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和 60 年 2 月 1 日から施行し、昭和 59 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要綱は、昭和 60 年 11 月 15 日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要綱は、昭和 61 年 11 月 28 日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成 10 年 5 月 1 日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要綱は、制定の日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

(川崎市公衆浴場市広報掲示協力補助金交付要綱は、廃止する。)

附 則

この改正要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(川崎市公衆浴場燃料地下貯蔵施設新設工事等利子補給金交付要綱は、廃止する。)

附 則

この改正要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
(市民サービス補助金は、廃止する。)

附 則

この改正要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 5 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

補 助 対 象 設 備
(1) 給水湯設備整備・修理
(2) 内装設備整備・修理
(3) 外装設備整備・修理
(4) その他、市長が特に認めるもの

第1号様式

川崎市公衆浴場経営安定等補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

所在地
名 称
代表者名

川崎市公衆浴場経営安定等補助金交付要綱により補助金の交付を受けるため、関係書類を添えて申請します。

事業実施期間 年 月 日から
年 月 日まで

補助申請額 _____ 円

内 訳 (区分)

経営安定補助金 _____ 円

設備整備補助金 _____ 円

利用者促進事業補助金 _____ 円

水道料金補給金 _____ 円

下水道料金補給金 _____ 円

第2号様式

川崎浴場組合連合会役員等名簿

年 月 日現在

役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別 ※	住所
(代表者)	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			

※任意記載。ただし、照会時に性別が必要となった場合には教えていただく場合がございます。

記載されたすべての者は、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意します。

代表者氏名

委任状兼同意書

年 月 日

私達は、川崎浴場組合連合会長 _____ を代理人と定め、川崎市公衆浴場経営安定等補助金交付要綱に基づく、 _____ 年度の交付申請、補助金の請求及び受領、当浴場で公衆浴場用に使用した上水道・下水道量に関するデータの受領に関する権限を委任します。

また、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意します。

受任者 所在地 _____ 氏 名 _____ 印 _____

_____ 区

浴場名 (会社名)	所在地	(フリガナ) 代表者名	印	生年月日	性別 ※	住所
()		()				
()		()				
()		()				
()		()				

※任意記載。ただし、照会時に性別が必要となった場合には教えていただく場合がございます。

様

年 月 日付けで申請のあった川崎市公衆浴場経営安定等補助金については、川崎市公衆浴場経営安定等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

1 補助金の交付の対象となる事業及び内容並びに補助事業に要する経費の配分及び経費に対する補助金の区分は、年 月 日付け様式第1号で申請のあった川崎市公衆浴場経営安定等補助金申請書記載のとおりとします。

2 補助事業の事業実施期間、要する経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

	補助事業に要する経費		補助金額	
経営安定補助金	金	円	金	円
設備整備補助金	金	円	金	円
利用者促進事業補助金	金	円	金	円
水道料金補給金	金	円	金	円
下水道料金補給金	金	円	金	円

3 この決定の内容若しくは条件に不服がある時は、この通知を受けた日から30日以内に書面により申請を取下げることができます。

4 事業完了後は、交付要綱第13条の規定により、報告書を提出してください。

5 交付要綱第11条の規定に基づき補助事業を変更又は中止しようとする場合は、市長の承認を受けなければなりません。この場合、補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知します。

6 完了検査の結果、申請内容と異なる場合、補助金の交付額を変更します。

7 川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）及びこの交付要綱に違反し、その他補助事業の執行方法が不相当と市長が認めたときは、補助金の交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

（あて先）

補助交付対象者名

補助交付対象者の代表者名

住 所

（ふりがな）

商号又は名称

代表者職氏名

資本金の額 円

職員総数 人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）

第6号様式

川崎市公衆浴場経営安定等補助事業変更（中止）申請書

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

所在地

名 称

代表者名

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって交付決定通知があった補助事業について、次により変更（中止）するため、川崎市公衆浴場経営安定等補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき申請します。

事業の区分

	補助事業に要する経費		補助金額	
	変更前	変更後	変更前	変更後
経営安定補助金	金 円	金 円	金 円	金 円
設備整備補助金	金 円	金 円	金 円	金 円
利用者促進事業補助金	金 円	金 円	金 円	金 円
水道料金補給金	金 円	金 円	金 円	金 円
下水道料金補給金	金 円	金 円	金 円	金 円

変更（中止）の理由

変更（中止）の内容

様

年 月 日付けで変更（中止）申請のあった補助事業について、次のとおり当該事業の変更（中止）を承認しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

	補助事業に要する経費	補助金額
経営安定補助金	金 円	金 円
設備整備補助金	金 円	金 円
利用者促進事業補助金	金 円	金 円
水道料金補給金	金 円	金 円
下水道料金補給金	金 円	金 円

第 8 号様式

川崎市公衆浴場経営安定等補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

所在地

名 称

代表者名

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって交付決定通知があった補助事業について事業を完了いたしましたので、川崎市公衆浴場経営安定等補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき報告します。

発注実績報告書

(あて先) 川 崎 市 長

所在地
名 称
代表者名

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって交付決定通知があった補助事業について、川崎市公衆浴場経営安定等補助金交付要綱第13条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 _____

2 発注実績 (別添とすることも可)

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。 (単位：円)

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札(見積り)に係る理由書

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に**
主たる事務所又は事業所を有する者(原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業)

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

1. 契約名称

2. 発注先（業者名）

3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

（※辞退届を含む。）

4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴取が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1) から (6) の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6) の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市公衆浴場経営安定等補助金交付要綱第9条第1項に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴取により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された補助金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

名 称 _____

代表者名 _____

様

川崎市長

年度川崎市公衆浴場経営安定等補助金の交付額確定について（通知）

年 月 日付で実績報告のあった川崎市公衆浴場経営安定等補助金の交付については、川崎市公衆浴場経営安定等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 14 条の規定に基づき、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

1 補助事業の交付金額

	補助交付決定額	補助交付確定額
経営安定補助金	金 円	金 円
設備整備補助金	金 円	金 円
利用者促進事業補助金	金 円	金 円
水道料金補給金	金 円	金 円
下水道料金補給金	金 円	金 円

2 川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年川崎市規則第 7 号）及び交付要綱に違反し、その他補助事業の執行方法が不相当と市長が認めたときは、補助金の交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。